

「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定） に基づく取組状況（令和7年3月末時点）

資料4

1 「被害に遭わせない」ための対策

SNS型投資・ロマンス詐欺対策

○被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等

- ⇒ 詐欺被害が多い高齢者向けのICTリテラシーに関する教材において、SNS型投資詐欺やロマンス詐欺に関する危険性について記載し、地域の高齢者向け講座等での活用を促進している。

○なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進

- ⇒ SNS等を提供する大規模プラットフォーム事業者に対し、広告出稿時の事前審査等及び事後的な削除等に関する要請及びその対応状況に係るヒアリングを令和6年10月に実施するとともに、その結果に基づき更なる改善を求めており、今後も対応状況をフォローアップ予定。

○大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置の義務付け等

- ⇒ 大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務付ける「情報流通プラットフォーム対処法」が令和7年4月1日に施行。

○マッチングアプリアカウント開設時の本人確認強化

- ⇒ 令和6年9月、マッチングアプリ事業者等に対し公的個人認証サービスを活用した厳密な本人確認を要請。

フィッシング対策

○送信ドメイン認証技術（DMARC等）

- ⇒ 利用者にフィッシングメールが届かない環境を整備するため、金融機関、EC事業者、物流事業者、行政機関等のメール送信組織に対して、送信ドメイン認証技術の計画的な導入の要請を令和6年12月に実施。

特殊詐欺等対策

○犯人から電話を直接受けないための対策

- ⇒ 特殊詐欺被害が多い府県に対し、優良防犯電話の無償配布を実施（令和6年度 15,150台（前年度比 6,969台増））。
- ⇒ 令和7年度中に、国際電話を悪用した詐欺電話を含む電話の不適正利用対策に関する相談受付を行うセンターを開設予定。

2 「犯行に加担させない」ための対策

○「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進

- ⇒ インターネット上の違法情報の削除要請を行うインターネット・ホットラインセンターのガイドラインを令和7年2月に改定し、犯罪実行者募集情報を違法情報に位置付け、256件を削除。

○青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

- ⇒ インターネット上で知り合った知人等から海外の仕事を紹介され、渡航した結果、犯罪に加担させられるなどの実際の事案を踏まえた注意喚起を実施。

3 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

○預貯金口座の不正利用防止対策の強化等

- ⇒ 預貯金口座の不正売買等で令和6年中、4,761件、3,336人を検挙するなど特殊詐欺を助長する犯罪の取締りを推進するとともに、令和6年8月、金融機関に向けてモニタリング等対策の強化等を要請。

○暗号資産の没収・保全の推進

- ⇒ 「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第217回国会へ提出しており、成立後は、没収の裁判の執行手続及び保全手続に関する規定が整備がされる見込み。

4 「犯罪者を逃がさない」ための対策

○海外拠点の摘発の推進等

- ⇒ 海外拠点の摘発強化に資するため、被疑者に関する情報の外国捜査機関への提供や、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等を通じて東南アジアを始めとする外国捜査機関の取締り能力等を強化するための支援等を実施。また、令和6年中には、海外拠点に関する特殊詐欺事件等の被疑者50人を検挙。

○匿名・流動型犯罪グループに対する取締り・実態解明体制の強化等

- ⇒ 都道府県警察に対し、部門横断的に連携し、犯罪グループの活動実態に応じた体制の構築を指示するとともに、同グループに対する取締りの強化等のため地方警察官の定員を476名増員。